

**令和6年度小樽商科大学大学院商学研究科（現代商学専攻）  
科目等履修生 出願要項**

本学大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の研究及び授業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可する。

**1. 出願要件**

博士前期課程：大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者  
 博士後期課程：修士の学位を有する者及び令和6年3月までに学位を授与される見込みの者又はこれらと同等以上の学力があると認められた者

**2. 出願期間**

- (1) 前期出願者 令和6年2月19日（月）から2月22日（木）まで（郵送時必着）
- (2) 後期出願者 令和6年8月13日（火）から8月19日（月）まで（郵送時必着）
- (3) 受付時間 9：00～12：00, 13：00～16：00

**3. 出願手続**

(1) 出願書類等（\*印は、本学所定の用紙）

書 類 等	提出者	摘 要
*出 願 願 書	全 員	出願前3か月以内に撮影した写真を貼ること。
*履 歴 書	全 員	
*履修希望授業科目	全 員	希望順位に記入すること。
*履 修 目 的		
卒業又は修了証明書	全 員	出身学校長が証明したもの。
検定料	全 員	9,800円（後期出願者については予定額） : 郵送の場合は普通為替証書（郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行で購入）とし、指定受取人欄、受領印欄、委任欄には一切記入しないこと。 ※持参手続時に限り現金納付可。（教務課で案内し、管理課窓口に納付）ただし、釣り銭のないよう準備すること。 ※前期の出願において入学済みの者（入学料を納付している者）は、後期に追加で出願した場合の検定料は徴収しない。
その他	該当者	①日本国に在住している外国人は、在留カード写し（表・裏両面） ②提出書類中、外国語で書かれた証明書、文書、資料等にはその日本語訳を添付すること。

(2) 提出先

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号  
 小樽商科大学教務課大学院係（事務棟1階、学生センター内）

(3) 提出方法

志願者は、出願書類等を取りそろえ、提出先に持参又は書留郵便とすること。  
 なお、代理人による出願は認めない。

- (4) 身体に障がいをもつ科目履修出願者との事前相談  
授業科目を履修することを志願する者で、身体に障がい（別紙「学校教育法施行令第22条の3に定める身体障がいの程度」参照）のある志願者は、出願開始日から起算して1週間前までに教務課大学院係に申し出ること。

#### 4. 履修を認める授業科目

現代商学専攻において開講する授業科目で、担当教員が承認した授業科目とする。ただし、博士前期課程の「研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び博士後期課程の「博士論文執筆計画、博士論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は除く。

#### 5. 決定通知

- (1) 前期出願者 令和6年3月中旬  
(2) 後期出願者 令和6年9月中旬

#### 6. 入学料及び授業料

入学料	28,200円（合格通知後、指定日までに納付すること。）
授業料	1単位 14,800円

注) 上記の納付額は予定額であり、入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用される。

前期出願者は、決定通知後、入学料及び授業料前期分を令和6年3月29日（金）までに、授業料後期分を令和6年9月30日（月）までに納入すること。

後期出願者は、決定通知後、入学料及び授業料後期分を令和6年9月30日（月）までに納入すること。

なお、前期の出願において入学済みの者（入学料を納付している者）は、後期に追加で出願した場合の入学料は徴収しない。

#### 7. その他

- (1) 履修期間は、半期又は通年とする。  
(2) 後期科目の出願を希望する場合は、前期・通年科目と同時に出願することができる。  
(3) 履修授業科目について、試験に合格したときは、所定の単位を授与する。  
(4) 履修を許可された授業科目は、原則として取り消すことができない。  
(5) 出願する場合は、科目担当者に内諾を得ておくこと。出願期間前に内諾を得ていない科目の出願は受け付けない。科目担当者の連絡先については(8)に記載の教務課大学院係に問い合わせること。  
(6) 外国人の出願にあたっては、次の事項に留意すること。  
① 1週間に10時間（2単位科目の場合7科目で前期と後期合わせて14科目）以上履修する場合は、在留資格「留学」を取得できる可能性がある。  
② 出願時の手続き等において支障が出ないように、事前に在留資格（留学）の要件・手続き等を熟知したうえで出願すること。  
(7) 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても返還しない。ただし、入学手続き終了者が、令和6年3月29日（金）まで（後期入学者は、令和6年9月30日（月）まで）に入学を辞退した場合には当該授業料相当額を返還する。また、授業が非開講になった場合については、徴収した非開講科目分の授業料は返還する。  
(8) 照会等は、小樽商科大学教務課大学院係に行うこと。

TEL 0134-27-5246

在学生・卒業生等お問い合わせフォーム：<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

（お問い合わせ内容は「科目等履修生」を選択してください。）

別紙

障がいの種別	身 体 障 が い の 程 度
視覚障がい者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障がい者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障がい者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</li> <li>2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</li> </ol>
肢体不自由者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</li> <li>2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</li> </ol>
病弱者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</li> <li>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</li> </ol>
その他	上記以外で、受験上、修学上特別の配慮を必要とする程度の機能障がいを含むもの

(学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定に準拠した。)

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。